

# イギリスの告知義務における重要性

中 村 雅 人

## 目 次

- I 序
- II C. T. I. v. Oceanus
  - II-1 控訴院
  - II-2 控訴院判決に対する批判
- III Pan Atlantic v. Pine Top
  - III-1 控訴院
  - III-2 貴族院
- IV 反決定的影響力テストに対する批判
- V 私見
- VI 結語

## | 序

わが国の商法は告知義務について、保険契約者は、保険契約の締結にあたり、保険者に対し重要な事実を告げなければならず、また重要な事項について不実のことを告げてはならないとし、その違反に際しては、保険者は、保険契約を解除して保険金支払の義務を免れることができる、と規定している<sup>1)</sup>。そして、告知を必要とする事項については、それは保険者の危険測定に関する「重要な事実」である、すなわち、保険者がその事実を知ったならば保険契約の締結を拒絶したか、または少なくとも同一条件（特に同一保険料）では契約を締結しな

1) 商法 644 条 1 項、678 条 1 項。

いであろうと客観的に考えられるような事情をさす、と説明されており<sup>2)</sup>、これがわが国における通説であると解される<sup>3)</sup>。しかしながら、現在イギリスにおいては、このわが国における通説とは異なる重要性の解釈が判例法上確立している。本稿は、イギリスの告知義務における重要性に関する議論を概説し、この問題について若干の考察を試みることを目的とする。

イギリスにおける被保険者の告知義務は、Marine Insurance Act, 1906. (以下 M. I. A. と記す) の s. 18<sup>4)</sup> に規定されているが、その第一項は以下のとおりである。

(1) Subject to the provisions of this section, the assured must disclose to the insurer, before the contract is concluded, every material circumstance which is known to the assured, and the assured is deemed to know every circumstance, which, in the ordinary course of business, ought to be known by him. If the assured fails to make such disclosure, the insurer may avoid the contract.

そして、告知されねばならない “material circumstance” とは、どのようなものであるのかについては、第二項において述べられているが、それは以下のとおりである。

(2) Every circumstance is material which would influence the judgment of a prudent insurer in fixing the premium, or determining whether he will take the risk.

2) 西島梅治『保険法』悠々社、1995年、51頁。

3) 田辺康平『新版現代保険法』文眞堂、1995年、49-50頁にも同旨の記述がある。それに対して、大森忠夫『保険法(補訂版)』有斐閣、1990年、124頁、石田満『商法IV(保険法)』青林書院、1994年、77頁、坂口光男『保険法』文眞堂、1996年、69頁においては、重要な事実とは、「保険者がその契約における事故発生の危険率を測定し、これを引き受けるべきか否か、およびその保険料の額の決定に際して、その合理的判断に影響を及ぼすべき事実」(圈点筆者)であると説明されており、記述に相違がある。この相違は、本稿においては重要な意味を有する。なお、損害保険契約法改正試案 644条1項は、大森、石田、坂口の記述と同旨である。

4) 本条文の和訳については、葛城、木村、小池(共訳)『1906年英國海上保険法』1991年、財団法人 損害保険事業総合研究所、6頁を参照されたい。

ここにおいて問題となるのは、慎重な保険者 (prudent insurer)<sup>5)</sup> の判断に及ぼす影響力の程度である。M. I. A. s. 18 (2)の表現は、この点において曖昧であり<sup>6)</sup>、明確な回答を与えてはいない<sup>7)</sup>。イギリスにおいては、M. I. A. が制定された1906年以降、この問題について論じられたことはなく、後述する C. T. I. v. Oceanusにおいて初めて詳細に検討されることになった<sup>8)</sup>。

M. I. A. s. 18 (2)の規定は、1906年以前のコモン・ローを成文化したものであり、マリン、ノン・マリンを問わず、全ての保険に適用可能であるということは、明確に認められており<sup>9)</sup>。したがって、この問題は、イギリスの告知義務一般に妥当するということになる。

不告知の事実が慎重な保険者に与える影響力の程度については、Clarke<sup>10)</sup>によれば大別して4つの可能性があり、それ故に情報についても4つの種類があるとされる。第一にそれは、保険者がそれを知っていたならば、十分な考慮の後に契約の締結を全く拒絶したであろう情報であり(タイプA)，第二には、保

5) M. I. A. は、重要性を決定する指針の一つとしてこの prudent insurer test を採用しているが、ノン・マリン保険においては、判例法上その他に particular insured test, reasonable insured test, particular insurer test が存在する。Prudent insurer test は、reasonableあるいは rational insurer test とも称されているが、被保険者に過酷であるとの批判もなされている。Semin Park, *The Duty of Disclosure in Insurance Contract Law*, Hampshire, 1996, pp. 73-90 を参照。

6) Malcolm Clarke, *The Law of Insurance Contracts*, 2nd ed., London, 1994, par. 23-7.  
(以下Clarke, Contracts, 2nd ed. と略)

7) Park, *op. cit.*, p. 90.

8) Henry Brook, "Materiality in Insurance Contracts", *Lloyd's Maritime and Commercial Law Quarterly* (以下 L. M. C. L. Q. と略), 1985, pp. 437-438, John Birds, *Modern Insurance Law*, 4th ed., London, 1997, p. 108, Park, *op. cit.*, p. 71.

9) このことは、多数の判例において認められている。たとえば、*Lambert v. Co-operative Insurance Society Ltd.* [1975] 2 Lloyd's Rep. 485において同旨のことが述べられており、後に言及する Pan Atlantic 事件 [1995] 1 A. C. 501においても確認されている。また、Jonathan Gilman ed., *Arnould's Law of Marine Insurance and Average*, 16th ed., vol. III, 1997, London, par. 610, Nicholas Legh-Jones et al. eds., *MacGillivray on Insurance Law*, 9th ed., London, 1997, par. 17-32, Clarke, Contracts, 2nd ed., par. 23-7, fn. 149, Birds, *op. cit.*, p. 108, Park, *op. cit.*, p. 77, Brook, *op. cit.*, p. 437にもその旨の記述がある。

10) Malcolm Clarke, *The Law of Insurance Contracts*, 3rd ed., London, 1997, par. 23-7A.

険者がそれを知っていたならば、実際とは異なる条件（特に保険料）で保険契約を締結したであろう情報である（タイプB）。第三には、保険者がそれを知っていたならば、それを重要であるとみなしたであろうが、第一の情報とは異なり、契約を拒絶する程に重要ではなく、また、第二の情報とは異なり、異なる条件を強要する程重要ではない情報である（タイプC）。この情報は、たとえば、契約についての意思決定を強化するという意味において、あるいは、他に情報があれば、異なる契約条件を課すに十分であったかもしれないが、個別の場合において単独に考慮されれば、契約に対しても、あるいはその条件に対しても何らの差異も生じさせない、という意味において、「影響」を与えたであろう情報である。第四の情報は、影響力の程度という点では、第二と第三の情報の中間に位置付けることが可能であり、そのどちらにも分類されるかもしれない情報である（タイプD）。それは、慎重な保険者のある者は、異なる条件を強要するが、他の者はそのようにしなかったであろうと考えられるからである<sup>11)</sup>。

イギリスにおいて、この十数年間、告知義務における重要性について議論されてきた問題は、告知義務違反を問うには、上に挙げたタイプA及びタイプBの情報を求めるに止まらず、タイプCの情報もこれに含めるべきであるか否かということであった。この問題に関する議論の契機となった事件は、C. T. I. v. Oceanus<sup>12)</sup>であり、事件の概要は以下において言及する。

## II C. T. I. v. Oceanus

原告のC. T. I.は、海上輸送に用いられるコンテナの賃貸業を営んでいたが、賃借人との間で、小損害の修理の責任についての争いが絶えなかった。そこで

11) Clarkeはその理由として、市場における実務は普遍的あるいは統一的ではないということを挙げているが、しかし、そうであるとしても、数多い慎重な保険者の間では、ある情報が重要であると判断されるべき十分に確立された慣例があるとも述べている。

12) [1982] 2 Lloyd's Rep. 178. なお、本件は正式には、Container Transport International Inc. and Reliance Group Inc. v. Oceanus Mutual Underwriting Association (Bermuda) Ltd. と称する。

C. T. I. は, "Damage Protection Plan" を考案し, 一定の金額までの修理費は自身で負担することとし, その部分について保険を付保することにした。最初の保険者である Crum & Forster は, C. T. I. の損害歴に満足せず, 保険料の値上げを含む諸条件の変更を前提に保険契約を継続することを告げたが, C. T. I. はそれを受け入れることができず, 保険者を変更し, 1975 年にロイズと契約を締結した。しかし, ロイズにおける損害歴も最初の保険者のそれと変わらず, ロイズは翌年契約解除の通知を行った。

C. T. I. は, 今度は自己の過去の損害歴を告知した上で Oceanus と契約を締結した。事故が発生し, C. T. I. は保険金を請求したが, Oceanus は, 1977 年に調査中のすべてのクレームを拒絶し, また翌年, 今後契約を更新しない旨の通知をなした。そして, Oceanus のソリシターが, 以下の二点を主張し, 不告知と不実表示を理由に保険契約の取り消しを求めたのが本件である。

a) C. T. I. は, 過去の保険者に対する損害歴について, 不正確なまたは不完全な誤解を与える告知をなした。

b) 他の保険者によって契約更新を拒絶されたことについて, 不告知があった。

第一審裁判所は, 仮に全ての重要な情報が告知されていたとしても, 保険者は同一の条件で同一の契約を締結したであろうとし, そのような情報は重要ではなく, それゆえに契約を取り消すことはできないとの判断をなし, 原告勝訴の判決を下した。

Clarke<sup>13)</sup> や Park<sup>14)</sup> が指摘するように, 第一審の裁判官である Lloyd J. は, *Mutual Life Insurance Co. (New York) v. Ontario Metal Products Ltd.*<sup>15)</sup> における Lord Salvesen による判決の影響を受けている様である<sup>16)</sup>。本件は, 生命保険に関するカナダにおける判例であるが, Lord Salvesen は, 重要性テストに関して以下のような見解を妥当としている。すなわち, 「[重要性] テストは,

13) Clarke, Contracts, 2nd ed., par. 23-7B1.

14) Park, *op. cit.*, p. 92.

15) [1925] A. C. 344.

16) Clarke はさらに, Lloyd J. が影響を受けた事件として, *Zurich General Accident &*

仮に隠蔽された事実が告知されていれば、……〔最初に〕提示された保険料では、危険を拒絶することにより、……異なるように行動したかどうか、ということである」<sup>17)</sup>と。そして、本件において枢密院は、被保険者による、主治医の診察を数回受けているということの不告知は、生命保険を取り消さないと判決し、したがって Clarke が分類したタイプCの情報の不告知は、契約を取り消すには十分ではないとみなした。

この判決の影響を受けて、Lloyd J. は、以下のように述べている<sup>18)</sup>「一般論として、私は、保険者は、慎重な保険者が問題となっている事実を了知していたならば、危険を全く拒絶するか、あるいはより高額の保険料を請求したであろう<sup>19)</sup>ということを、証拠あるいはその他によって、裁判所を満足させることができて初めて、不告知の抗弁に成功すべきであると言いたい。……重要性を立証するためには、ある行動の相違が必要である」と。したがって、Lloyd J. の重要性テストについての見解は、ある特定の保険者 (particular insurer) が、不告知を理由に保険契約を取り消すためには、彼は、慎重な保険者がその不告知の事実の告知を受けていたならば、事実上その危険を引き受けることを拒絶したか、あるいはより高額の保険料を請求したであろうことを立証せねばならないということになる。すなわち彼は、M. I. A. s. 18 (2)における “would influence the judgment of a prudent insurer” という文言中の “judgment” という語を、 “final decision” と同義に捉えている。この見解にしたがえば、ある事実の重要性を立証するためには、その事実が危険の評価にとって参考にすべき関連性を有していたとしても、最終的な意思決定に影響を与えることがなければ、不十分であるということになる。この Lloyd J. による重要性テストは、後に決定的影響力テスト (decisive influence test) あるいは、異なる意思決定テスト (dif-

*Liability Insurance Co. Ltd. v. Morrison* [1942] 2 K. B. 53 を挙げている。

17) At p. 351. なお、この見解は Clarke および Park によっても引用されている。

18) [1982] 2 Lloyd's Rep. 187-188.

19) 原文は、 “... would have declined the risk altogether or charged a higher premium.” であり、Lloyd J. は、would という語と might を明瞭に区別しているようである。

ferent decision test) と称されることになるが<sup>20)</sup> 本稿においては前者の名称を用いることとする。

## II-1 控訴院<sup>21)</sup>

第一審の判決は、1984年に控訴院において覆される。すなわち、控訴院の裁判官ら (Kerr L. J., Parker L. J., Stephenson L. J.) は、全員が Lloyd J. の決定的影響力テストを否定したのである。Kerr L. J. は、Lloyd J. の結論は告知義務の範囲を曲解し、M. I. A. の規定を、原則上も、過去の判例 (authority) の基礎に立っても、誤って解釈している、と厳しく評価している。<sup>22)</sup> 彼は、“judgment”という語は、辞書においても “the formation of an opinion” という意味において用いられているとした上で、“influenced” という語は、告知が、慎重な保険者の意見の形成および意思決定過程に “impact” を与えたであろうということを意味する、と述べている。<sup>23)</sup>

Park<sup>24)</sup> の言を借りれば、控訴院における M. I. A. の s. 18(2) および重要性に関する解釈は以下のとおりである。すなわち、M. I. A. s. 18(2) は、保険者に概念上の慎重な保険者が危険を拒絶するか、より高額の保険料を請求したであろうということを必ずしも求めてはいない。したがって、重要性を立証するには、慎重な保険者が意思決定をなす際に、事実を知ることを望んだであろうということを示せばそれで十分である。重要な問題は、慎重な保険者の危険の評価に対する情報の関連性であり、情報の告知が保険者の最終的な意思決定に、決定的な影響を与えたか否かということではない。換言すれば、保険料の算出あるいは危険を引き受けるか否かの決定に際し、慎重な保険者が告知されなかつた

20) 「決定的影響力テスト」は、Park (*op. cit., passim*) が用いている名称であり、「異なる意思決定テスト」は、Bennett (Howard Bennett, “The Duty to Disclose in Insurance Law”, *The Law Quarterly Review*, 1993, 109, at p. 515) が用いている。

21) [1984] 1 Lloyd's Rep. 476.

22) At p. 490.

23) At p. 492.

24) Park, *op. cit.*, p. 94.

場合と同一のアンダーライティングの判断をなしたかもしれないとしても、彼が新たに告知された事実を意思決定の際に考慮したということを示せば、重要な事実と認めるに十分であるということになる。この見解について、Park<sup>25)</sup>は後に反決定的影響力テスト(anti-decisive influence test)と称している。結果として、控訴院は、M.I.A.s.18(2)における“would”という語を“might”に置き換えて解釈しているようである。

控訴院<sup>26)</sup>におけるこの反決定的影響力テストは、非常に失望を与えるものであるとみなされ<sup>27)</sup>、多数の、そして説得力のある批判を受けることになる。

## II-2 控訴院判決に対する批判

控訴院の反決定的影響力テストに対する批判の先鞭をつけたのは、Brookである<sup>28)</sup>。彼は、控訴院の判決は、過去の判例にも原則にも正しく根拠を置いていないことを示す有力な判例があるとして、それらを具体的に参照し、反証を試みている。

彼は、まず船舶保険に関する*Stribley v. Imperial Marine Insurance Co.*<sup>29)</sup>に言及している<sup>30)</sup>。本件においては、荒天のために荷積みが遅れるという旨の船長からの手紙を、被保険者が保険契約が締結される5週間以上前に受け取っていたが、彼はその事実を保険者に告知していなかった。Blackburn J.は、重要性テストは、公平かつ合理的な保険者が、この手紙を見て、またそれが受領された事情を考察して、「これは、私が引き受けることを拒絶するか、あるいは引き受けるとしたら、通常よりも高額の保険料で引き受けることになる、慎重に

25) *Ibid., passim.*

26) 本件は、当事者が和解したため、貴族院に上訴されることなく判決が確定している。

27) Park, *op. cit.*, p. 71.

28) Brook, *op. cit.*, p. 437. Birdsは、この論文を“excellent”であるとして、高く評価している。cf. Birds, *op. cit.*, p. 108, fn. 49.

29) (1875) 1 Q.B.D. 507. 本件は控訴院の判決においては引用されてはいない。

30) Brook, *op. cit.*, p. 441. なお、以下における事件の概要および裁判官の見解は、Brookの引用に拠っている。

考慮すべき (speculative) 危険である」と述べるか否かということであるとし、Lush J. は、この見解に賛同した上で、「その手紙は、保険者が危険を引き受けるべきか否か考査する際に、たやすく影響を与えたかもしない (might easily have influenced) ものであった。そして、それが合理的な保険者にそのように影響を与えたであろう (would so have influenced) か否か、という問題は陪審の審議にかけられるべきであった」(圈点および下線筆者)と述べている。

Brook は以上を引用した上で、次のような見解を述べている<sup>31)</sup> すなわち、「合理的な保険者が述べたであろうことが、新たな情報が彼をして思案せしめ、また彼はその情報を考慮に入れたであろうが、しかし、危険の引き受け可能性および請求されるべき保険料の額について、不告知の情報が不存在の場合において彼が到達したであろう判断と同一の最終判断に達したかもしないということのみであれば、裁判所はそれを不十分であるとみなしたであろうことはほぼ疑いがない」と。彼はさらに、19世紀後半から C. T. I. 事件にいたる多数の判例を挙げ、同様な問題に対するアメリカにおける裁判所の判断の動向にも言及した上で、控訴院の判決は、相当な実務上の困難を生じさせる可能性があり、またそれは、保険者が契約上の責任を免れようとする場合において、不当に保険者に有利であり、衡平を欠くものであると信ずる、と論を結んでいる<sup>32)</sup>。

Clarke<sup>33)</sup>も、控訴院がその判断の根拠とした判例は明確ではなく、それどころか、根拠とした前提についても疑義があるとし、また *Ionides v. Pender*<sup>34)</sup> における Blackburn J. の「保険者の意見に影響を与えるかもしない、全てのことを告知する義務を被保険者に課すことは、余りに負担が多すぎるであろう。もしそれが求められるのであれば、業務は遂行され得ない」という見解を引用し、実務上も問題があるとしている<sup>35)</sup>。

31) *Ibid.*, pp. 441-442.

32) *Ibid.*, p. 452.

33) Clarke, *Contracts*, 2nd ed., par. 23-7B1, 7B2.

34) (1874) L. R. 9 Q. B. 531.

### III Pan Atlantic v. Pine Top<sup>36)</sup>

C. T. I. 事件に続いて、告知義務における重要性が問題となったケースとして挙げられるのが、この Pan Atlantic 事件である。この事件は再保険に関するものであるが、事件の概要は以下のとおりである。

原告は被再保険者で被告は再保険者であるが、両当事者は災害保険について超過損害額再保険 (Casualty Account Excess of Loss) の契約を締結していた。この契約は、1982年に発生した損害を担保するものであったが、1980年から1981年における損害を担保する同様の契約の更新契約であった。原告は1977年から1979年にかけて、他の再保険者と契約を締結していたが、1982年における契約更新の交渉の際に、ブローカーは1977年—1979年と1980年—1981年の二つの期間における損害歴を被告に示した。原告は契約に基づいてクレームをなしたが、被告は次のように主張した。すなわち、本来1982年に合意された条件であれば、慎重な保険者は危険を引き受けなかつたであろうほどに非常に悪い損害歴から、被告の注意を逸らすようにブローカーは1977年—1979年の損害歴を作成し、なおかつ、1981年における二つの損害が記録されていなかった、と。したがって被告は、(1) 1977年—1979年の損害歴に関する不告知と、(2) 1981年—1982年における更なる損害に関する不告知および／または不実表示を理由に責任を履行拒絶したが、原告がこれを不服として争ったのが本件である<sup>37)</sup>。

35) 控訴院の判決に対するその他の批判については、以下において言及する Pan Atlantic 事件において原告弁護団が挙げているが、それらのなかで主要なものは以下のとおりである。Anthony Diamond, "The Law of Marine Insurance — has it a future?", L. M. C. L. Q., 1986, 25, David St. L. Kelly, "Recent Developments in relation to Inducement in Non-disclosure and Misrepresentation", *Insurance Law Journal*, 1988, 1, 30, Malcolm Clarke, "Failure to Disclose and Failure to Legislate: is it Material?—II", *Journal of Business Law* (以下 J. B. L. と略), 1988, 298. また、控訴院判決を肯定するものとしては、Kameel khan, "A New Test for Materiality in Insurance Law", J. B. L., 1986, 37 がある。

36) 本件は正式には、*Pan Atlantic Insurance Co. Ltd. and Another v. Pine Top Insurance Co. Ltd.* と称する。

判決に際しての主たる問題は、重要性に関する適切なテストは何か、ということであった。

第一審<sup>38)</sup>において、Waller J. は、「M. I. A. ss. 18, 19 および 20 を考察する際には、いかなる事情も、それが意見の形成および意思決定過程に影響を与えたであろう事情であれば重要である、ということをその事件 [C. T. I. 事件] は明確にした」と述べて、C. T. I. 事件の控訴院における反決定的影響力テストを支持した。

### III-1 控訴院<sup>39)</sup>

控訴院においても、C. T. I. 事件における重要性テストと基本的に変わることのない判断がなされることになる。Steyn L. J. は、C. T. I. 事件の判決は、法律の専門家の間のみならず、保険市場においても非常に不評判な判決であったと証明されてきたとしながら、さらにその *ratio decidendi* でもある、「[重要性を立証するためには、保険者は] 不告知が、慎重な保険者が危険を拒絶したであろうという意味において、または保険料率その他について、異なる条件で危険を引き受けたであろうという意味において、高い蓋然性を持って決定的な影響力を有したであろうということを示す必要はない」という命題をネガティブであるとして、Pan Atlantic 事件においては、必要とされる影響力の程度についての分析が必要であるとしている<sup>40)</sup>。彼は、「決定的影響力」解釈を拒絶した後にも、C. T. I. 事件において考察されるべき少なくとも二つの可能な代替的解釈があったとしている<sup>41)</sup>。第一のそれは、慎重な保険者がその意思決定に到達する際に、知りたいと望んだであろう事実であれば、それは重要な事実である、とする解釈であり、第二のそれは、事実は、それが慎重な保険者をして、危険が実

37) 事件の概要は主に Park, *op. cit.*, p. 97 に扱っている。

38) [1992] 1 Lloyd's Rep. 101.

39) [1993] 1 Lloyd's Rep. 496.

40) At pp. 503-504.

41) At p. 505.

際に彼に示されたそれとは異なり，かつそれよりも増加していると評価せしめたであろうものであれば，重要である，とする解釈である<sup>42)</sup>

この二つのアプローチを区別することの重要性を，Steyn L. J. は，火災保険の例を挙げて説明している<sup>43)</sup> 店主が自らの店舗に火災保険を付保したが，その店舗は20年前に火災を被っていた。そこで店主は大規模な防火設備を導入したが，第一のアプローチを採れば，20年前の火災の事実は重要な事実であるが，第二のアプローチを採ればそうではない。第一のアプローチは第二のそれに比して，非常に広範な告知を必要とするということになる。Steyn L. J. は，C. T. I. 事件の判決には，双方のアプローチを是とする記述がそれぞれにあるしながら，第一のアプローチを採るのであれば，実務においては事実上無制限な告知が必要とされることになるとし，躊躇なく，第二のアプローチを採っている。換言すれば，彼は，問題は，慎重な保険者が不告知の事実を，高い蓋然性をもつて危険を増加させる傾向があるとみなすであろう (would view the undisclosed material as probably tending to increase the risk.) か否かということであるとしている。さらに彼は次のように付言している。すなわち，「このことは，保険者が危険の引き受けに関し，異なる意思決定をしたであろうということを立証する必要があることを意味しない」と。そして，第二のアプローチを採れば，C. T. I. 事件における判決がもたらした実務上の困難は非常に改善されるとしている。

Steyn L. J. は，本件において「危険を増加させる傾向」という概念を用いて，反決定的影響力テストに若干の制限を課している<sup>44)</sup> しかしながら，この控訴院の判決によれば，なおも，告知されていた場合と同一の保険料で危険を受けたであろう情報の不告知があった場合においても，保険者はその責任を免れ

42) 前者の解釈について，Clarke は認識テスト (awareness test) と称し，Park は単なる影響力テスト (mere influence test) と称している。後者の解釈については，Clarke, Park ともに増加した危険テスト (increased risk test) と称している。Clarke, Contracts, 2nd ed., par. 23-7A, Park, *op. cit.*, p. 99.

43) At p. 505.

44) Park, *op. cit.*, p. 99.

ることが可能となるのである。Bennett<sup>45)</sup>は、一般の契約法においては、当事者が異なるように行動しなければ、不実表示は成立しないとされていることを指摘している。Clarke<sup>46)</sup>も、Steyn L. J. が、本件はC. T. I. 事件がもたらした困難を改善するものである、と言及していることについて疑問を示している。結果として、C. T. I. 事件において示された重要性に関する判断と、本件控訴院の判断は実質的に大差がないということになる。

私見としては、Steyn L. J. の論理については、矛盾を感じざるを得ない。彼は、「増加した危険」テストが妥当であるとしながら、重要性を立証するためには、保険者が異なる意思決定をしたであろう、ということを示すことを要しないとしているが、危険の増減を計るもっとも客観的な指標は、通常保険料率である。危険が増加したのであれば、当然保険料率も上昇する。それは、まさしく保険者の「異なる意思決定」であると思われる。控訴院の判決からは、先例を尊重しながらも、新たな判断を示そうとした Steyn L. J. のジレンマが感じられる。

### III-2 貴族院<sup>47)</sup>

Pan Atlantic 事件の貴族院における判決は、非常に関心をもたれ、かつ注目を集めることになる。それは、識者から批判を受けながらも裁判所によって確立された、反決定的影響力テストを再考する絶好の機会であったからである。

しかしながら、貴族院は辛うじて過半数で<sup>48)</sup>決定的影響力テストを否定し、重要性について C. T. I. 事件の判決を支持したのである。<sup>49)</sup> すなわち、重要な事情とは、危険の評価に際し、慎重な保険者の意思決定に影響を与えたであろう事情であるが、しかし、それが危険の引き受け、あるいは保険料の額の決定に

45) Bennett, *op. cit.*, pp. 516-517.

46) Clarke, *Contracts*, 2nd ed., par. 23-7A.

47) [1995] 1 A. C. 501.

48) 反決定的影響力テストを支持したのは、Lord Mustill, Lord Goff, Lord Slynn である。

49) 本判決においては、誘因(inducement)についても判断がなされているが、それについて詳細に述べることは本稿においては省略する。

対して、決定的影響力を有すべきであった必要はない、と判示されたのである。以下においては、反決定的影響力テストに対する貴族院の裁判官、すなわち Lord Templeman, Lord Goff, Lord Mustill, Lord Slynn, Lord Lloyd のそれぞれの判断について言及する。

まず Lord Templeman<sup>50)</sup> は、たとえある事情が、危険の引き受けあるいは保険料の額に対して、何らの相違も生じさせないであろうとしても、慎重な保険者がその事情を「知りたいと望んだ」、または「考慮に入れた」であろうということを示せば、その事情は重要である、とするのであれば、それは曖昧な理由に基づく保険契約の取り消しに対して、白紙委任状 (carte blanche) を与えるであろうとし、さらに、法はすでに十分に保険者に対して寛容 (tender) であると述べている。

Lord Goff<sup>51)</sup> は、M. I. A. s. 18 (2) は、問題となっている事情が保険者の判断に決定的影響力を有することを要求してはおらず、またそのような解釈の理由付けも見出すことができないと明言した上で、さらに、自らが知っている全ての重要な事情を告知することは被保険者の義務であり、その結果として、重要性の問題は契約締結の前に被保険者によって考察されるべきである、という事実を無視しているという理由から、決定的影響力テストは克服不可能な種々の実務上の問題に直面するとしている。

Lord Mustill は、C. T. I. 事件において確立された反決定的影響力テストに対する批判を 9 項目にわたり要約、概観した上で<sup>52)</sup> さらにそれらを反証する判例、文献を引用して、決定的影響力テストを否定している<sup>53)</sup> 彼はまず、M. I. A. の文言の解釈として決定的影響力テストは受け入れることはできないとする。すなわち、立法部は「決定的に影響を与える」と述べたかもしれないが、しか

50) At p. 515.

51) At pp. 516-517.

52) At pp. 528-530.

53) At pp. 530-541.

しそのようには起草しておらず、それ故に、「決定的に」という副詞を除いた通常の意味で解釈されるべきであるとし、そして、「判断に影響を与える」(influence the judgment) という文言は、「意見を変更する」(change the mind) と同義ではない、と述べている。彼はさらに、“influence the judgment of a prudent insurer in ... determining whether he will take the risk.” という表現は、明らかに危険を評価する際の保険者の思考過程に対する影響を表しており、それは「保険者が危険を引き受けることに影響を与える」(influence the insurer to take the risk) という文言とは全く異なるとし、具体的に説明を添えながら、決定的影響力テストは実際的にも論理的にも問題があるとしている。彼の言によれば、実際的な問題とは、被保険者およびそのブローカーには、どのような告知が保険者に決定的な影響力を与えるのか特定することはほとんど不可能であるということであり、論理的な問題とは、決定的影響力テストは全ての事実を告知せねばならない、とする誠実に行動する義務 (the duty to act in good faith) を見落としている、ということである。

Lord Mustill は続いて、*Carter v. Boehm*<sup>54)</sup> における Lord Mansfield の言を引用し、さらに Duer, Parsons, Arnould, Phillips らによる過去の文献における記述にも言及している。彼の分析によればそれらは、危険を評価（すなわち熟慮：speculation）<sup>55)</sup> する際に、保険者によって考慮されたであろう全ての事柄まで告知義務は拡張された、という見解を実質的に支持しており、それが M. I. A. が事実上規定している内容であるとしている。

Lord Slynn<sup>56)</sup> は、Lord Mustill に賛意を表し、決定的影響力テストは否定されるべきであるとし、そして、危険を引き受けるか否か、引き受けるとしたら保険料をいくらにするか、に関する慎重な保険者の意思決定に決定的な影響力を与えなかったであろうとしても、ある事情は重要となり得る、と述べている。

54) (1766) 3 Burr. 1905.

55) Lord Mansfield は、"Insurance is a contract upon speculation." と述べている。

56) At pp. 551-552.

最後は Lord Lloyd<sup>57)</sup> であるが、彼は、“influence” という語の通常の意味は、“to affect or alter” であるとし、M. I. A. s. 18 (2) は、意思決定過程について規定しているのではなく、意思決定それ自体について規定している、として決定的影響力テストを支持している。

このように、裁判官によって意見の相違が見られたが、3 対 2 の多数決により、告知義務の重要性については反決定的影響力テストによって判断される、とする法が確立されたのである。<sup>58)</sup>

#### IV 反決定的影響力テストに対する批判

既に言及したとおり、C. T. I. 事件における判決は、法律の専門家の間のみならず、市場においても不評であった。Birds<sup>59)</sup> も、判決は先例の誤解に基づくものであり、被保険者に確実に過重な負担を強いているとしている。同様な批判が Pan Atlantic 事件における判決に対してもなされている。<sup>60)</sup> 以下においては、反決定的影響力テストに対して批判する識者のなかで、Park を取り上げ、その論<sup>61)</sup> に言及する。

彼はまず、反決定的影響力テストは疑いなく被保険者に対して過度に過酷であり、事実上無制限な事実の告知義務を課すものであるとし、またどのような情報が慎重な保険者の意思決定過程に影響を与えるかもしれない、ということを被保険者が知ることはほぼ不可能であるとしている。彼はさらに、重要性テストの解釈は制限されるべきであるとし、重要性を決定する際の主要な問題は、慎重な保険者が、保険料の額の決定、または危険を引き受けるか否かの決定に際し、

57) At pp. 552-574.

58) 本件の後、*St. Paul Fire & Marine Insurance Co. Ltd. v. McConnell Dowell Construction Ltd.* [1993] 2 Lloyd's Rep. 503 においても、重要性が問題となつたが、反決定的影響力テストが正しい解釈であると確認されている。

59) Birds, *op. cit.*, p. 108.

60) Clarke は、これを「愚劣」であると強く批判している。Malcolm Clarke, “Insurers — Influenced but yet not Induced — *Pan Atlantic v. Pine Top*”, L. M. C. L. Q., 1994, 478.

61) Park, *op. cit.*, pp. 107-116.

不告知の情報に実際に影響を受けた (actually affected) であろうか否かということでなければならず, たとえ保険者が不告知の情報に興味を示したとしても, それが彼のアンダーライティングの判断に何らの変化も生じさせないのであれば, その情報に対する不告知の抗弁は不成功となるべきであるとしている。

彼は続いて, Lord Mansfield の言を引用して, 不告知の問題を考察するうえで重要なポイントは, 危険が, 合意の際に理解され, かつ引き受けが意図されたオリジナルの危険と異なるか否かであるべきだとし, 反決定的影響力テストはこの原則に一致しないとしている。さらに, 決定的影響力テストを裏付ける先例を具体的に引用し, 結論として, 決定的影響力テストこそが M. I. A. s. 18 の解釈として妥当であり, 告知義務に関する現在の実務の過酷さを緩和するものであるとしている。

## V 私 見

イギリスにおいては, 保険契約において被保険者に課せられる告知義務については従来から, それは被保険者側に不利益をもたらすものであるとの批判がなされていた。そのような批判を受けて, 法律改正委員会が 1957 年に第 5 レポートを<sup>62)</sup>, 法律委員会が 1979 年のワーキング・ペーパー No. 73<sup>63)</sup> に續いて翌年に「保険法—不告知およびワランティ違反」<sup>64)</sup> と題するレポートを発表し, 保険法の改正方針を提示している<sup>65)</sup>。特に後者は, 告知義務に関する現行法の問題

62) The Law Reform Committee, Fifth Report — Conditions and Exceptions in Insurance Policies, 1957, Cmnd. 62.

63) The Law Commission, Working Paper No. 73. このワーキング・ペーパーを検討しているわが国における研究としては, 長尾治助「英國保険法の改正動向にみる告知義務違反と被保険者の保護(一)・(二・完)」『民商法雑誌』第 81 卷 3 号, 319 頁, 同 4 号, 486 頁がある。

64) The Law Commission, Report No. 104 Insurance Law — Non-disclosure and Breach of Warranty, 1980, Cmnd. 8064.

65) しかしながら, この改正案は保険業界の強い反発を受け, 実現には至っておらず, 業界側が「保険実務に関する声明」を発表し, 自主規制を行うに留まっている。cf. Birds, *op. cit.*, p. 120.

点について詳細な検討を行っており、フランスやスウェーデンにおいて採用されている比例原則<sup>66)</sup>の導入の可否、あるいは告知義務そのものの廃止について論じている。

そのような時代の流れの中で、Pan Atlantic 事件における貴族院の判決において、告知義務における重要性を決定する際には、反決定的影響力テストが妥当な解釈である、とする法が確立されたが、保険者のアンダーライティングの判断に何らの差異も生じさせない些細な事実の不告知であっても、保険者が「考慮した」のであれば、告知義務違反が成立するとすれば、被保険者はまさに無制限な事実の告知を強いられることになり、それは明らかに被保険者に過度な負担を課すものであり、また時代の潮流に反している。それに対して、決定的影響力テストは、告知に一定の制限を課し、被保険者の負担を緩和するものであり、また、アンダーライティングの判断に実質的な差異を生じさせてこそ、「重要である」と考えるのが妥当と思われることから、決定的影響力テストが適切な解釈であると考える。

翻って、わが国における状況を考察してみると、イギリスにおけるような議論はこれまでなされてはいないと思われる<sup>67)</sup>しかしながら、冒頭に挙げたような解釈が通説であるとするならば、また、その他の保険法の文献における行間の意を汲むのであれば、わが国は決定的影響力テストを探っていると言うこと

66) フランス保険契約法 L. 113-9 条は、保険契約者・被保険者側の不告知または不実告知が保険事故発生後に証明された場合には、危険が完全かつ正確に告知されていたならば、支払われるべき保険料率に対する既払いの保険料率の割合により、保険金の額が削減される、と規定している。なお、本条文の和訳は、武知・今井監訳『フランス保険法典 I・保険契約法』1998 年、財団法人 生命保険文化研究所、10 頁に拠った。また、フランスの告知義務を検討したわが国における研究としては、鈴木辰紀「フランスの告知義務制度について」「損害保険契約の基本問題 今村有博士古稀記念論集』財団法人 損害保険事業研究所、1967 年、227 頁がある。

67) 石田、前掲書、77 頁、註(1)は、決定的影響力テストを探っていると考えられる西島を参照しており、影響力の程度についてイギリスのような明確な区別がなされているとは思えない。

が可能であり、妥当であると考える。<sup>68)</sup>

## VI 結語

本稿においてこれまで、イギリスの告知義務における重要性について論じてきたが、識者から批判を受けながら、裁判所が何故に反決定的影響力テストを妥当な解釈としているのか、理解に苦しむところである。それは明らかに契約当事者間の衡平を欠くものである。保険オンブズマンは、保険者が明確に質問しないのであれば、彼はその告知について権利放棄した(waived)とみなす、としているが、Clarke<sup>69)</sup>はこれを「公正かつ合理的であるが、イギリス法上の原則ではない」と述べている。イギリスの告知義務における重要性については、より詳細かつ合理的な検討が必要であると思われる。

68) しかし、損害保険契約法改正試案 644 条 1 項は、「重要な事項」を「保険者がその危険を評価し、保険契約締結の可否またはその内容を決定するにあたりその判断に影響を及ぼすべき一切の事項」と定義しているが、本稿における議論を踏まえるならば、この表現は M. I. A. と同様に曖昧である。「影響を」という文言の前に英語の“decisively”または“conclusively”にあたる副詞を挿入すれば、イギリスのような議論は生じないと思われる。

69) Malcolm Clarke, *Policies and Perceptions of Insurance*, London, 1997, p. 85.